

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（別添 1）

別添 1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項 目 名	給水栓以外での 水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
一	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1 日 1 回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね 1 月に 1 回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 の通り	注 3 の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注 4 の通り
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}			注 3 の通り
8	六価クロム化合物	不可			注 4 の通り
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注 1}			不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注 1}		注 2 の通り	注 3 の通り
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1, 4－ジオキサン				
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				

番号	項 目 名	給水栓以外での 水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
26	臭素酸	不可	概ね 3 月に 1 回以上	不可	注 3 の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物			注 2 の通り	注 4 の通り
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				注 3 の通り
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}			
37	マンガン及びその化合物	不可	概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可。	不可
38	塩化物イオン				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 の通り	注 3 の通り
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				

番号	項 目 名	給水栓以外での水の採取	検 査 回 数	検査回数の減	省略の可否
42	(4 S, 4 a S, 8 a R)－オクタヒドロ－4, 8 a－ジメチルナフタレン－4 a (2 H)－オール (別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール (別名2－メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
45	フェノール類				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。